

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭が、就労・修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの理由により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な場合、又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに著しく支障が生じている場合に、その生活を支援する者(以下、「ホームヘルパー」という。)を派遣する事業(以下「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」という。)を実施することにより、ひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、八王子市(以下「市」という。)とする。ただし、市は対象家庭、負担額及びホームヘルプサービス内容の決定を除き、この事業の一部を母子・父子福祉団体、八王子市社会福祉協議会、NPO法人、介護事業者等(以下「事業者」という。)に委託することができるものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。

(派遣対象)

第4条 ホームヘルパーの派遣対象は、市の区域内に住所を有する義務教育終了前の児童のいるひとり親家庭であって、次の各号のいずれかに該当するため家事又は育児等の日常生活に支障をきたしていると市長が認めた家庭とする。

(1) ひとり親家庭となつて2年以内であり、生活環境が激変したため日常生活を営むのに、支障が生じており、支援を必要とする家庭。

(2) 技能習得のため、職業能力開発センター等に通学している場合。

(3) 就職活動及び母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合等自立促進に必要と認められる場合。

(4) 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な場合。

(5) 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合(所定内労働時間の就業を除く)に、定期的に生活援助、保育サービスが必要な場合。

2 前項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当するため家事又は育児等の日常生活に支障をきたしていると市長が認めた家庭も派遣対象とする。

(1) 小学校3年生以下の児童のいるひとり親家庭の保護者が就業の事情により、生活援助や育児等の支援を必要とする場合であって、前項に該当しない場合。

(2) 小学校6年生以下の児童のいるひとり親家庭の保護者が就業の事情により、生活援助や育児等の支援を必要とする場合であって、前号に該当しない場合。

(3) その他、ひとり親家庭において、ホームヘルプサービスが必要と市長が認める場合。

(ホームヘルパー)

第5条 ホームヘルパーは、次の要件を具備しなければならない。

(1) 心身ともに健全であること。

(2) ひとり親家庭の福祉の向上に理解と熱意を有すること。

(3) 家事、介護及び育児の経験並びに能力を有すること。

(4) 旧訪問介護員(ホームヘルパー)養成講習(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条1項2号に定める研修)3級課程以上修了者、介護職員初任者研修(同施行令第3条1項各号に定める研修課程のうち、介護保険法施行規則第22条の23に定める研修課程)修了者、保育士、ファミリー・サポート・センター提供会員(子育て援助支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第12号及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第14項)における援助を行う会員として規定の講習の受講を修了している者。)又は本事

業従事 1 年以上の経験者のいずれかであること。

- 2 ホームヘルパーは、ひとり親家庭に派遣される際、その身分を示す証票を携帯し関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 事業者は、ホームヘルパーとして派遣する者について、ホームヘルパー推薦名簿（別記第 1 号様式）に、第 1 項第 4 号の要件を満たしていることを証する書類及び宣誓書（別記第 2 号様式）を添付し、市長に届けるものとする。

（対象家庭の決定）

第 6 条 ホームヘルパーの派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ひとり親家庭ホームヘルパー派遣申請書（別記第 3 号様式）を市長に提出するものとする。

なお、申請者は、原則としてひとり親家庭の親とする。

- 2 前項の申請書提出の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によりその内容を確認することができる場合は、この限りでない。なお、（3）については就労中の者に限る。

（1）児童扶養手当証書等ひとり親家庭を証明する書類。

（2）申請者の所得状況を明らかにする書類。

（3）就労証明書（別記第 4 号様式）

（4）誓約書（別記第 5 号様式）

（5）その他市長が必要と認めた書類

- 3 市長は、申請に基づき資格要件を審査し、派遣を適当と認めるときはひとり親家庭ホームヘルパー派遣決定通知書（別記第 6 号様式）により、不適当と認めるときはひとり親家庭ホームヘルパー派遣不承認通知書（別記第 7 号様式）により申請者に通知するものとする。

- 4 市長は、緊急かつやむを得ないと認められる場合に限り、第 1 項による申請書の提出を待たずに必要な審査を行い、派遣を決定することができるものとする。なお、この場合申請者は速やかに申請書及び第 2 項に掲げる添付書類を提出しなければならない。

（負担額の決定）

第 7 条 ホームヘルパーの派遣を受けた者（以下「派遣対象者」という。）は、第 4 条第 1 項の各号に該当する場合には別表 1 の基準により、また、同条第 2 項の各号に該当する場合には別表 2 の基準により、派遣に要した費用を負担するものとする。

- 2 ホームヘルパーの派遣を受けた者のうち、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、前年の所得（1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）については、児童扶養手当法施行令第 3 条第 1 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項（第 3 号に規定する控除を除く。）の規定の例により計算した額から、（1）又は（3）に該当する場合にあっては 27 万円を、（2）に該当する場合にあっては 35 万円を控除した額とする。

（1）婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得（地方税法第 313 条第 1 項に規定する所得の合計額。以下同じ。）が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（（2）に掲げる者を除く。）

（2）（1）に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が 500 万円以下であるもの

（3）婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が 500 万円以下であるもの

- 3 上記 2 の（1）から（3）までのいずれかに該当する者は、寡婦（寡夫）控除のみなし適用申請書（別記第 8 号様式）を提出するものとする。

（ホームヘルプサービスの内容）

第 8 条 ホームヘルパーの行う業務は、次に掲げるもののうち、必要と認められるものとする。

（1）食事の世話

（2）住居の掃除、整理整頓

- (3) 被服の洗濯、補修
- (4) 育児
- (5) その他必要な用務

(派遣回数及び業務時間)

第9条 派遣回数は、第4条第1項第2号の事由による場合を除き、ひとり親家庭の世帯状況等を勘案のうえ、同一世帯につき原則として月12回以内とする。ただし、市長が派遣回数を増加する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 第4条第1項第2号の事由による場合は、職業能力開発センター等に通学している期間において、同一世帯につき原則として月24回以内とする。

3 ホームヘルパーの業務時間は、午前7時から午後10時の間の1日8時間以内とし、原則として一時間単位で2時間以上8時間までとする。

(変更等の届出等)

第10条 派遣対象者は、申請書の記載事項に変更等が生じたときは、ひとり親家庭ホームヘルパー派遣対象者異動届(別記第9号様式)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があつた場合において、その変更を適当と認めるときは、ひとり親家庭ホームヘルパー派遣変更通知書(別記第10号様式)により、派遣対象者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第11条 市は、この事業の円滑な運営を図るため、母子・父子自立支援員、福祉事務所、子ども家庭支援センター、児童相談所、民生委員・児童委員、母子生活支援施設、母子家庭等就業・自立支援センター等の他の関係機関と密接な連携を保つものとする。

(実施上の留意事項)

第12条 ホームヘルパーは、その業務を行うに当たって、対象者の人格を尊重し、当該家庭に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(台帳等の整備)

第13条 市は、事業の実施に必要な「対象家庭台帳」等を作成したうえ、これを常時整備し事業の適正な実施を図るものとする。

(その他必要事項)

第14条 この要綱の実施に必要なことは、別途定めるひとり親家庭ホームヘルプサービス事業取扱要領に定めるところによる。

附 則

この要綱は、昭和58年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

## 別表 1

## ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費用負担基準

(平成 28 年 4 月 1 日適用)

階層区分	所得基準額		利用者負担額	
	2人世帯	扶養親族1人 増えるごと	1時間	付加分 (1時間)
	3,604,000 円以下	左記の額に扶 養親族等 1 人 につき 380,000 円 を加算した額	0 円	0 円
	3,604,001 ~ 4,339,000 円		250 円	0 円
	4,339,001 円以上		300 円	0 円

## 別表 2

## ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費用負担基準

(平成 21 年 4 月 1 日適用)

階層区分	所得基準額		利用者負担額	
	2人世帯	扶養親族1人 増えるごと	1時間	付加分 (1時間)
	3,604,000 円以下	左記の額に扶 養親族等 1 人 につき 380,000 円 を加算した額	0 円	0 円
	3,604,001 ~ 4,339,000 円		250 円	60 円
	4,339,001 ~ 5,694,000 円		510 円	120 円
	5,694,001 ~ 6,664,000 円		770 円	180 円
	6,664,001 ~ 7,718,000 円		1,030 円	240 円
	7,718,001 円以上		1,290 円	300 円